7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションが病院に日常生活上の支援を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住するサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 生活行為向上リハビリテーションの実施体制に「リハビリテーションを継続した場合の減算（※）」	注 老年性認知症活発化防止長期入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用者を必ずに通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が定員超過を行わない場合
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 329 単位）	×70/100	×70/100	1日につき＋30単位				＋5／100	1日につき＋50単位	1月につき＋330単位	同意日の属する月から6月以内 1日につき＋560単位 同意日の属する6月から6月超 1月につき＋550単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1,120単位 同意日の属する6月から6月超 1月につき＋1,100単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する6月から6月超 1月につき＋920単位（3月に1回を限度）	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から9月以内（1月につき＋200単位） 利用開始日の属する9月から6月超 6月以内（1月につき＋1,000単位）	減算対象月から6月以内 ×5／100	1月につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1日につき＋94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （ 358 単位）																									
			要介護3 （ 388 単位）																									
			要介護4 （ 417 単位）																									
			要介護5 （ 446 単位）																									
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 343 単位）																									
			要介護2 （ 398 単位）																									
			要介護3 （ 455 単位）																									
			要介護4 （ 510 単位）																									
			要介護5 （ 566 単位）																									
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 444 単位）					3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 520 単位）																									
			要介護3 （ 596 単位）																									
			要介護4 （ 693 単位）																									
			要介護5 （ 789 単位）																									
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 528 単位）					4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 595 単位）																									
			要介護3 （ 681 単位）																									
			要介護4 （ 791 単位）																									
			要介護5 （ 900 単位）																									
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 578 単位）					5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 665 単位）																									
			要介護3 （ 799 単位）																									
			要介護4 （ 930 単位）																									
			要介護5 （ 1,060 単位）																									
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 661 単位）					6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																									
			要介護3 （ 924 単位）																									
			要介護4 （ 1,076 単位）																									
			要介護5 （ 1,225 単位）																									
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 712 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位		7時間以上の場合 ＋28単位																			
			要介護2 （ 858 単位）																									
			要介護3 （ 1,011 単位）																									
			要介護4 （ 1,151 単位）																									
			要介護5 （ 1,310 単位）																									
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 329 単位）			1日につき＋30単位																						
			要介護2 （ 358 単位）																									
			要介護3 （ 388 単位）																									
			要介護4 （ 417 単位）																									
			要介護5 （ 446 単位）																									
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 343 単位）																									
			要介護2 （ 398 単位）																									
			要介護3 （ 455 単位）																									
			要介護4 （ 510 単位）																									
			要介護5 （ 566 単位）																									
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 444 単位）					3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 520 単位）																									
			要介護3 （ 596 単位）																									
			要介護4 （ 693 単位）																									
			要介護5 （ 789 単位）																									
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 528 単位）					4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 595 単位）																									
			要介護3 （ 681 単位）																									
			要介護4 （ 791 単位）																									
			要介護5 （ 900 単位）																									
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 578 単位）					5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 665 単位）																									
			要介護3 （ 799 単位）																									
			要介護4 （ 930 単位）																									
			要介護5 （ 1,060 単位）																									
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 661 単位）					6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																									
			要介護3 （ 924 単位）																									
			要介護4 （ 1,076 単位）																									
			要介護5 （ 1,225 単位）																									
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 712 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位		7時間以上の場合 ＋28単位																			
			要介護2 （ 858 単位）																									
			要介護3 （ 1,011 単位）																									
			要介護4 （ 1,151 単位）																									
			要介護5 （ 1,310 単位）																									

※「生活行為向上リハビリテーションの実施加算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」が対をなす評価であるため、各々の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の欄に三分のゼロのみなるものしかなく、十単位数を算定する。

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の割合が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	理学療法士等体制強化加算	時間は3時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の支援を行う場合	リハビリテーション提供体制加算	単一単位居宅介護等に限定するサービスの提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施体制にリハビリテーションを継続した場合の減算（Ⅰ）	退院性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	栄養スクリーニング加算	口腔機能向上加算	重度療養管理加算	中重度者ケア体制加算	事業所の同一建物に居住する者又は同一建物から利用者を通所リハビリテーションを行う場合	事業所が定員を行わない場合
ロ 大規模の事業所（ハ）の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 323 単位）	×70/100	×70/100	1日につき +30単位			×5/100	1日につき +50単位	1月につき +330単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +600単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +450単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,120単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +800単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する月から6月超 1月につき +900単位（3月に1回を限度）	1日につき +110単位	1日につき +240単位（週2日を限度）	1月につき +1,920単位	利用開始日の属する月から2月以内（1月につき +2,000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき +1,000単位）	減算 対象月から6月以内 ×85/100	1日につき +60単位	1回つき +150単位（月2回を限度）	1回につき +15単位（毎月1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき +94単位	所遅につき −47単位
			要介護2 （ 354 単位）																				
			要介護3 （ 382 単位）																				
			要介護4 （ 411 単位）																				
			要介護5 （ 441 単位）																				
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 337 単位）																				
			要介護2 （ 392 単位）																				
			要介護3 （ 448 単位）																				
			要介護4 （ 502 単位）																				
			要介護5 （ 558 単位）																				
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 437 単位）					3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位															
			要介護2 （ 512 単位）																				
			要介護3 （ 587 単位）																				
			要介護4 （ 662 単位）																				
			要介護5 （ 737 単位）																				
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 499 単位）					4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位															
			要介護2 （ 583 単位）																				
			要介護3 （ 667 単位）																				
			要介護4 （ 774 単位）																				
			要介護5 （ 882 単位）																				
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 556 単位）					5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位															
			要介護2 （ 665 単位）																				
			要介護3 （ 773 単位）																				
			要介護4 （ 899 単位）																				
			要介護5 （ 1,024 単位）																				
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 651 単位）					6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位															
			要介護2 （ 777 単位）																				
			要介護3 （ 902 単位）																				
			要介護4 （ 1,049 単位）																				
			要介護5 （ 1,195 単位）																				
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 688 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位		7時間以上の場合 ＋28単位															
			要介護2 （ 820 単位）																				
			要介護3 （ 955 単位）																				
			要介護4 （ 1,111 単位）																				
			要介護5 （ 1,267 単位）																				
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 323 単位）			1日につき +30単位																	
			要介護2 （ 354 単位）																				
			要介護3 （ 382 単位）																				
			要介護4 （ 411 単位）																				
			要介護5 （ 441 単位）																				
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 337 単位）																				
			要介護2 （ 392 単位）																				
			要介護3 （ 448 単位）																				
			要介護4 （ 502 単位）																				
			要介護5 （ 558 単位）																				
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 437 単位）					3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位															
			要介護2 （ 512 単位）																				
			要介護3 （ 587 単位）																				
			要介護4 （ 662 単位）																				
			要介護5 （ 737 単位）																				
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 499 単位）					4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位															
			要介護2 （ 583 単位）																				
			要介護3 （ 667 単位）																				
			要介護4 （ 774 単位）																				
			要介護5 （ 882 単位）																				
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 556 単位）					5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位															
			要介護2 （ 665 単位）																				
			要介護3 （ 773 単位）																				
			要介護4 （ 899 単位）																				
			要介護5 （ 1,024 単位）																				
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 651 単位）					6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位															
			要介護2 （ 777 単位）																				
			要介護3 （ 902 単位）																				
			要介護4 （ 1,049 単位）																				
			要介護5 （ 1,195 単位）																				
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 688 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位		7時間以上の場合 ＋28単位															
			要介護2 （ 820 単位）																				
			要介護3 （ 955 単位）																				
			要介護4 （ 1,111 単位）																				
			要介護5 （ 1,267 単位）																				

※「生活行為向上リハビリテーションの実施加算（リハビリテーション）を組織した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の両ニ三が重なるもののみ加えて単位数を算定する。

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の医療利用状況を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	理学療法士等体制強化加算	3時間以上9時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の支援を行う場合	リハビリテーション提供体制加算	中山間地域等に居住する者への介護サービス提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	短期集中個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	退院・退所加算入加算	栄養改善加算	栄養スクリーニング加算	口腔機能向上加算	重度療養管理加算	中重度者ケア体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	事業所が定員を行わない場合
ハ 大規模事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 316 単位）	×70/100	×70/100	1日につき +30単位				×5/100	1日につき +50単位	1月につき +330単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +550単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +50単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,120単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +600単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する月から6月超 1月につき +700単位（3月に1回を限度）	1日につき +110単位	1日につき +240単位（週2日を限度）	1月につき +1,920単位	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき +200単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき +100単位）	減算 対象月から6月以内 ×85/100	1日につき +60単位	1箇につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +15単位（6月に1回を限度）	1日につき +150単位（月2回を限度）	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき −94単位	月遅につき −47単位
			要介護2 （ 346 単位）																			
			要介護3 （ 373 単位）																			
			要介護4 （ 402 単位）																			
			要介護5 （ 430 単位）																			
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 330 単位）																			
			要介護2 （ 384 単位）																			
			要介護3 （ 437 単位）																			
			要介護4 （ 491 単位）																			
			要介護5 （ 544 単位）																			
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 426 単位）				3時間以上4時間未満の場合 +12単位															
			要介護2 （ 500 単位）																			
			要介護3 （ 573 単位）																			
			要介護4 （ 666 単位）																			
			要介護5 （ 759 単位）																			
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 480 単位）				4時間以上5時間未満の場合 +16単位															
			要介護2 （ 563 単位）																			
			要介護3 （ 645 単位）																			
			要介護4 （ 749 単位）																			
			要介護5 （ 853 単位）																			
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 537 単位）				5時間以上6時間未満の場合 +20単位															
			要介護2 （ 643 単位）																			
			要介護3 （ 746 単位）																			
			要介護4 （ 870 単位）																			
			要介護5 （ 991 単位）																			
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 628 単位）				6時間以上7時間未満の場合 +24単位															
			要介護2 （ 750 単位）																			
			要介護3 （ 870 単位）																			
			要介護4 （ 1,014 単位）																			
			要介護5 （ 1,158 単位）																			
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 664 単位）				7時間以上の場合 +28単位															
			要介護2 （ 793 単位）																			
			要介護3 （ 922 単位）																			
			要介護4 （ 1,075 単位）																			
			要介護5 （ 1,225 単位）																			
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 316 単位）			1日につき +30単位																
			要介護2 （ 346 単位）																			
			要介護3 （ 373 単位）																			
			要介護4 （ 402 単位）																			
			要介護5 （ 430 単位）																			
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 330 単位）																			
			要介護2 （ 384 単位）																			
			要介護3 （ 437 単位）																			
			要介護4 （ 491 単位）																			
			要介護5 （ 544 単位）																			
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 426 単位）				3時間以上4時間未満の場合 +12単位															
			要介護2 （ 500 単位）																			
			要介護3 （ 573 単位）																			
			要介護4 （ 666 単位）																			
			要介護5 （ 759 単位）																			
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 480 単位）				4時間以上5時間未満の場合 +16単位															
			要介護2 （ 563 単位）																			
			要介護3 （ 645 単位）																			
			要介護4 （ 749 単位）																			
			要介護5 （ 853 単位）																			
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 537 単位）				5時間以上6時間未満の場合 +20単位															
			要介護2 （ 643 単位）																			
			要介護3 （ 746 単位）																			
			要介護4 （ 870 単位）																			
			要介護5 （ 991 単位）																			
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 628 単位）				6時間以上7時間未満の場合 +24単位															
			要介護2 （ 750 単位）																			
			要介護3 （ 870 単位）																			
			要介護4 （ 1,014 単位）																			
			要介護5 （ 1,158 単位）																			
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 664 単位）				7時間以上の場合 +28単位															
			要介護2 （ 793 単位）																			
			要介護3 （ 922 単位）																			
			要介護4 （ 1,075 単位）																			
			要介護5 （ 1,225 単位）																			

ニ 社会参加支援加算	（1日につき 12単位を加算）	
ホ サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ （1回につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×47／1000）	※ 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計。
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×34／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3×所定／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3×所定／100）	

：「中山間地域等に居住する者への サービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。